

職業能力開発

★ 障害者職業能力開発行政の概要

障害者に対する職業能力開発の推進

1 障害者職業能力開発校の設置・運営（全19校）

- (1) 国立障害者職業能力開発校（13校）
 - ①（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構営（2校）
 - ② 都道府県営（11校）
- (2) 都道府県立障害者職業能力開発校（6校）

2 一般の職業能力開発校への障害者の入校促進

- 一般校を活用した障害者職業能力開発事業（平成16年度開始）
知的障害者等を対象とした訓練コースの設置
H22年度：11カ所 H23年度：6カ所

3 障害者の態様に応じた多様な委託訓練（平成16年度開始）

- 企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用して、職業訓練を実施
- 訓練対象人員（予算）
H21年度：7,700人 H22年度：7,700人 H23年度：7,700人 H24年度：7,000人
 - 特別支援学校と連携した早期委託訓練事業
H21年度：1,300人 H22年度：1,300人 H23年度：1,300人 H24年度：700人
 - 在職障害者を対象とした障害者委託訓練の実施（平成22年度開始）
H22年度：550人 H23年度：550人 H24年度：200人

4 地域における障害者職業能力開発促進事業（平成22年度開始）

- 教育、福祉、医療等の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効に活用し、障害者の職業訓練をより効果的・効率的に推進
- 実施自治体（予算） H22年度：15カ所 H23年度：15カ所 H24年度：15カ所

5 障害者の職業能力開発に関する研究等

6 全国障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の概要

(求職障害者等のための地域における多様な職業訓練の実施)

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

厚生労働省

- 施策の企画・立案、予算要求・編成
- 都道府県訓練実施計画ヒアリング・都道府県への予算配賦
- 事業実施に係る助言・指導、訓練支援員の研修等の実施

(地域)

委託契約

都道府県 (職業能力開発校)

職業能力開発促進法
第15条の6第3項に基づき実施

- 訓練実施計画の作成、都道府県予算編成
- 個々の障害者の態様及び地域の企業ニーズに即した多様な委託訓練の設定
- 訓練支援員の配置 (障害者職業訓練コーディネーター、障害者職業訓練コーチ等)
(委託訓練先の開拓・選定、訓練のコーディネート、訓練生の受講中の支援・訓練修了後の就職支援等)



委託契約

委託訓練実施機関 (民間団体)

<委託先> 企業 社会福祉法人 NPO法人 民間教育訓練機関

<訓練内容>

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6万円が上限

<訓練コース>

- ① 知識・技能習得訓練コース (知識・技能の習得) ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース (企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上)
- ③ e-ラーニングコース (訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得)
- ④ 特別支援学校早期訓練コース (生徒を対象として、実践的な職業能力の開発・向上)
- ⑤ 在職者訓練コース (雇用継続に資する知識・技能の習得)

連携

障害者団体

特別支援学校

福祉・医療・保健機関

労働局・ハローワーク



障害者

求職
申込み

職業相談

受講
あつせん

ハローワーク

訓練修了

職業紹介

就職

企業